

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 取引先と連携し、電子カルテ、介護記録ソフト、データ共有システムなどの導入を通じて業務効率化を推進します。
- b. 地域の医療機関、介護福祉施設、ボランティア団体、NPO 等との連携を強化し、地域包括ケアシステムの実現を目指します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

- ・ 質の高い介護サービスの提供を支えるサプライヤーの皆様を重要なパートナーと位置づけ、相互の信頼関係に基づいた共存共栄を目指します。特に、ICT の活用による生産性向上と働きやすい職場環境の整備に努め、地域福祉の向上に向けた連携を強化し、持続可能な介護インフラの構築に取り組みます。
- ・ 災害時には取引先に一方的な負担を押し付けず、事業再開時の取引継続に配慮します。

2026 年 1 月 29 日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 i t o s i e .
企 業 名

代表取締役 加藤 寿一
役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・ 本宣言は、(公財) 全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。